

平成30年5月2日

学 校 長 殿

岡山県高等学校体育連盟
会 長 延 原 良 明
高体連バドミントン専門部
部 長 多 田 一 也
岡山県バドミントン協会
会 長 岡 崎 彬
(公 印 省 略)

第57回 岡山県高等学校総合体育大会バドミントン競技会
兼第61回 中国高等学校選手権大会 県予選会
兼第69回 全国高等学校総合体育大会 県予
兼第73回 国民体育大会 県第2次予選会

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃よりバドミントン競技発展のため、ご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、標記大会を下記のように開催いたしますので、貴校関係職員・生徒の派遣方よろしくお願いいたします。

記

- 1 主 催 岡山県高等学校体育連盟・岡山県教育委員会
- 2 主 管 岡山県高等学校体育連盟バドミントン専門部
- 3 期 日 平成30年6月 2日(土) 学校対抗 9時00分～
3日(日) ダブルス 9時00分～
9日(土) シングルス 9時00分～
- 2 会 場 ◇男子(2日・3日) 玉島の森体育館
倉敷市玉島乙島 8255-1 (086-526-5369)
◇女子(2日・3日) 水島緑地公園福田体育館
倉敷市福田町古新田 1027 (086-455-1078)
◇男女 (9日) 水島緑地公園福田体育館
倉敷市福田町古新田 1027 (086-455-1078)
- 3 競技方法 いずれもトーナメント戦方式による。
 - (1) 学校対抗
 - ① 2ダブルス3シングルスで行い、第1シングルス出場者はダブルスに出場できない。
 - ② チーム編成人数は監督1名、コーチ・マネージャー各1名まで、選手5名以上7名以内。
 - ③ 選手変更は、第1日目の受付の時に申し出ること。
 - (2) 個人対抗
 - ① ダブルスとシングルスを行う。
 - ② 選手変更はいかなる場合も認めない。ただし、有資格者同志の組み替えはよい。
(但し、当該地区が認め、順位をつけること。)

- 4 参加資格 平成30年度登録済の者。または、申請中の者。
平成11年4月2日以降に生まれた者。
ただし、津山工業高等専門学校は、3学年までとする。
- (制限) (1) 学校対抗
① 昨年度秋季大会ベスト4進出校。
② 支部(地区)代表(支部(地区)総体での参加学校数1/2(切り捨て)の上位校。
- (2) 個人対抗
(シングルス) 春季大会ベスト64進出者。
(ダブルス) 参加組数1~20の場合6組・21~40の場合10組・41~60の場合14組・61~80の場合18組・81以上の場合22組を選出する。前年度新人大会A級ベスト16進出数を加え予選を行い、出場権を得た者。

- 5 参加申込 期日 5月14日(月) 厳守
申込先 各支部(地区) (今大会に限りメール添付のデジタルデータのみ)

◇備前(岡山)・・・田淵 ◇備前(旭東)・・・高取
◇備中(東部)・・・関 ◇備中(西部)・・・秋田
◇美作 ・・・・高田

- * 申込書は高体連バド部HPより必ずダウンロードして作成して下さい。
* 出場資格を得ていても必ず申し込むこと。

- 6 持参品(ラケット)・・・2種検定合格球以上(水鳥3番)を持参のこと。本部で購入の場合は1個300円
(1) 学校対抗・・・大会事務局で用意
(2) シングルス・・・1人 1個
(3) ダブルス・・・1組 2個
※棄権した場合も必要です。

- 7 プログラム 受付時に参加人数分のプログラムを購入していただきます。(1部200円)
申込用紙に参加総数と合計金額を記入して下さい。**※棄権した場合もお納めください。**

- 8 開会式(開始式) 男女それぞれの会場で行う。*会場が分かれるので、それぞれに引率者が付き、競技開始前までに生徒代表と共に受付を行うこと。受付のない場合には競技できない。

- 9 組合会議 日時 5月16日(水) 9時30分~ (各地区常任委員で行います)
場所 山陽女子高等学校 記念館1階会議室

10 その他

山陽女子
佐藤

- (1) 競技時の服装は、相手又は観客に不快な感じを与えないようなウェア、シューズを着用すること。色付きの着衣を使用する場合及びシューズは、(公財)日本バドミントン協会の審査合格品とする。上衣の背面中央に必ず高等学校名及び氏名を日本文字で明記し、文字の色は上衣に鮮明に映えるものとする。ゼッケンを使用する場合には、白の布地で縦15cm・横30cmの大きさを基準とする。
- (2) 所持品等には校名または名前を明記し、各学校ごとに管理すること。
(3) 施設設備の使用・試合態度等の生徒指導をよろしくお願いします。
(4) 審判は生徒相互で行うので各校充分審判技術を習熟のこと。
(5) 本大会は、(公財)日本バドミントン協会の競技規則並びに運営規定によって行う。